

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社丸昇建設
(法人番号2190001004590)
業者の住所：三重県尾鷲市倉ノ谷町26-21
- 2 指名停止措置期間：令和5年4月13日から
令和5年7月12日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 株式会社丸昇建設の元代表取締役は、国土交通省中部地方整備局発注の工事にかかる一般競争入札を巡り、令和3年3月頃に同省中部地方整備局職員（当時）から入札情報を入手し、他の者と共謀の上、公正な入札を妨害したことにより、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の容疑で、令和5年2月14日、愛知県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号（競売入札妨害又は談合）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第10号「抜粋」

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から <u>3月以上12月以内</u>